



第66回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

証券コード 6958

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

日本シイエムケイ株式会社

代表取締役社長 石 坂 嘉 章

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.cmk-corp.com/ir/stock/meeting.html>



株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6958/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本シイエムケイ」または「コード」に当社証券コード「6958」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している前記インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。
 - ①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」従いまして、本書面は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

<決議通知の郵送廃止について>

本株主総会の決議結果については、省資源化の観点から、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので予めご了承ください。

当社ウェブサイト <https://www.cmk-corp.com/ir/stock/meeting.html>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時10分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時10分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

×××年 ×月×日

（切取處）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

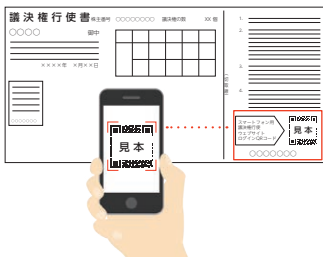
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

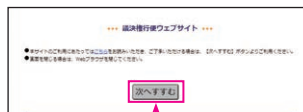
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

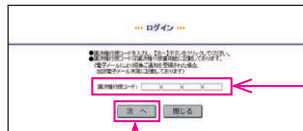
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

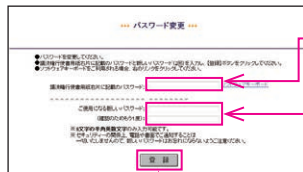
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を重要政策の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績や財務状況等を勘案した上で、連結配当性向30％程度を目安に安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき20円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額1,425,856,680円
- (3) 剰余金の配当が効力を発生する日
2026年6月26日

ご参考 配当政策の基本方針の変更

2027年3月期より配当政策の基本方針を以下のとおり変更いたします。

- (1) 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要政策の一つとして認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績や財務状況等を勘案した上で、 <u>連結配当性向30％程度を目安に安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。</u>	当社は、株主の皆様に対する利益還元策の更なる強化を図るため、「 <u>DOE(連結株主資本配当率)3％</u> 」を目安に株主資本に連動した配当を行うことといたします。これにより、 <u>配当の予見性向上及び株主資本の適正化及び充実を図ることを、基本方針としております。</u>

- (2) 変更の理由
当社の配当の予見性向上および株主資本の適正化を図り、安定的な配当とさらなる株主資本の充実を目指してまいります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督・モニタリング機能の一層の充実および業務執行に関する権限委譲の推進を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化および意思決定の迅速化を図る目的で、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数の変更等、所要の変更を行うものです。
- (2) 監督機能の実効性をさらに高めることを目的として、取締役会の招集権者および議長を取締役会の決議で選任できるよう所要の変更を行うものです。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定を従来の株主総会の決議に加え、取締役会の決議によっても行うことを可能とする規定を新設するものです。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって<u>自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 ＜新設＞ (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第2章 株式 第6条 (現行どおり) ＜削除＞ 第7条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は12名以内とする。 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(任期) 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</u> 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (条文省略) ＜新設＞ 第26条 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第28条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第29条 当会社の監査役は4名以内とする。 (選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第28条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> <削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	<削除>
<u>(監査役会規程)</u> 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u>	<削除>
<u>(報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除>
<u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 <新設> 第39条 (条文省略) <新設>	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第35条 (現行どおり) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第66回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第66回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席率
1	再任 男性	おおさわ いさお 大 澤 功	代表取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任 男性	いしざか よしあき 石 坂 嘉 章	代表取締役社長	100% (13回/13回)
3	再任 男性	てどくに ひこ彦 手 戸 邦 彦	取締役執行役員 経理担当、 情報システム担当	100% (13回/13回)
4	新任 男性	やまぐち かねき 山 口 鐘 畿	執行役員 開発技術担当	—
5	再任 社外 独立 女性	さとう りか 佐 藤 り か	社外取締役	100% (13回/13回)
6	再任 社外 独立 男性	たねいち しょうしろう 種 市 正 四 郎	社外取締役	100% (13回/13回)
7	再任 社外 独立 男性	ともい ようすけ 友 井 洋 介	社外取締役	90% (9回/10回)

候補者番号

1

再任

おお さわ いさお
大澤 功
1958年4月29日生



■所有する当社の株式の数
32,476株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年9月 シイエムケイ蒲原電子株式会社入社
1992年8月 株式会社桑原電器製作所入社
2014年10月 当社入社、国内事業本部蒲原事業部副事業部長
2014年12月 当社国内事業本部品質保証部長
2015年2月 当社執行役員、国内製造統括本部長
2016年4月 当社製造担当
2016年6月 当社取締役執行役員
2018年4月 当社代表取締役社長、執行役員会議長
2020年1月 当社CEO
2024年6月 当社代表取締役会長（現任）
（重要な兼職の状況）
一般財団法人電子回路基板技術振興財団理事長

■取締役候補者とした理由

大澤 功氏は、2018年に代表取締役社長に就任して以来、生産性向上を着実に進展させ、収益力の強化にリーダーシップを発揮してまいりました。2024年からは代表取締役会長を務めております。これまでの豊富な経験と高い見識により、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

再任

いし ざか よし あき
石坂 嘉章
1965年12月3日生



■所有する当社の株式の数
24,875株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2005年12月 当社東日本営業本部第三部長
2015年1月 当社東日本営業本部本部長
2017年4月 当社執行役員
新昇電子（香港）有限公司董事長 兼 総経理
新昇電子貿易（深圳）有限公司董事長 兼 総経理
2018年4月 当社西日本営業本部本部長
2018年10月 当社営業統括本部本部長
2019年6月 当社CMO
2021年6月 当社取締役執行役員
2022年2月 当社調達担当
2022年4月 当社営業担当
2023年12月 当社常務取締役、COO
2024年6月 当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

石坂嘉章氏は、入社以来、主に営業部門の業務に携わり、2021年から取締役執行役員として、グループの営業・調達部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。2024年からは代表取締役社長として経営の舵取りを担い、さらなる収益力の強化にリーダーシップを発揮しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

再任

て ど く に ひ こ
手 戸 邦 彦
1957年1月1日生



■所有する当社の株式の数
13,300株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 キヤノン株式会社入社
1998年1月 Canon Europa nv General Manager of F&A
2000年1月 Canon Europe Ltd. Assistant CFO&Consumer BU Business Controller
2007年7月 キヤノン株式会社映像事務機本部経理部長
2009年12月 Canon USA, Inc. SVP & CFO and Treasurer
2012年10月 Canon USA, Inc. SVP & CFO and Treasurer 兼 Canon Financial Services, Inc. President&CEO
2016年4月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社社外監査役
2020年4月 当社入社、顧問
2021年4月 当社執行役員
2021年6月 当社取締役執行役員（現任）
2024年4月 当社情報システム担当（現任）
2024年8月 当社経理担当（現任）

■取締役候補者とした理由

手戸邦彦氏は、長年経理業務に携わるとともに海外関係会社の要職を歴任し、事業構造改革の分野において豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員として経理・財務分野における基盤強化と情報システム分野を含むプロジェクトの推進に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

新任

や ま ぐ ち か ね き
山 口 鐘 畿
1966年9月25日生



■所有する当社の株式の数
1,100株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 株式会社神戸製鋼所入社
2000年4月 株式会社キョウデン入社
2008年6月 同社取締役
2012年6月 同社代表取締役社長
2018年4月 同社取締役技術開発本部長
2023年3月 学校法人大阪経済法律学園大阪経済法科大学 学外者理事（現任）
2024年6月 東京コスモス電機株式会社 社外取締役（監査等委員）
2025年12月 当社入社、顧問
2026年4月 当社執行役員 開発技術担当（現任）
（重要な兼職の状況）
学校法人大阪経済法律学園大阪経済法科大学 学外者理事

■取締役候補者とした理由

山口鐘畿氏は、事業会社の代表取締役としての経験や開発技術分野における豊富な知見と実績を有しております。現在は執行役員としてグループの開発技術力向上に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

再任

社外

独立

さとう
佐藤 りか
1962年8月15日生



■所有する当社の株式の数
0株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
1998年12月 ニューヨーク州弁護士登録
2000年6月 あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
2003年1月 同事務所パートナー
2007年6月 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所入所パートナー
2015年5月 デクセリアルズ株式会社社外監査役
2016年1月 太田・佐藤法律事務所パートナー
2018年6月 当社社外取締役（現任）
2019年6月 デクセリアルズ株式会社社外取締役
2019年7月 佐藤&パートナーズ法律事務所代表（現任）
2019年11月 司法試験審査委員および司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法担当）
2021年6月 デクセリアルズ株式会社社外取締役（監査等委員）
2022年6月 日本プラス株式会社社外取締役（現任）
2025年6月 電気興業株式会社社外監査役（現任）
2026年6月 フィード・ワン株式会社社外取締役（監査等委員）（就任予定）
（重要な兼職の状況）
佐藤&パートナーズ法律事務所代表
日本プラス株式会社社外取締役
電気興業株式会社社外監査役
フィード・ワン株式会社社外取締役（監査等委員）（予定）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐藤りか氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、取締役会に適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、また、今後も当社グループの持続的な企業価値の向上に向け、指名・報酬諮問委員会における客観性および透明性向上への貢献が期待されることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

再任

社外

独立

たね いち しょう し ろう

種市正四郎

1953年7月29日生



■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 東レ株式会社入社
2002年 6 月 同社電子情報材料販売部長
2006年 6 月 同社参事 電子情報材料研究所長
2009年 5 月 同社参事 電子情報機材事業本部（技術・生産）担当
2011年 6 月 同社常任理事 環境・アメニティー製品事業部門（技術・生産）担当 滋賀事業場長
2012年 6 月 同社常任理事 滋賀事業場長
2016年 6 月 同社監査役
2020年 6 月 同社常任理事 Greenerity GmbH会長
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

種市正四郎氏につきましては、前職において長年にわたり経営の要職を務めた豊富な経験と監査役として培った見識を活かし、取締役会で適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。当社グループの持続的な企業価値の向上に向け、経営的視点からの助言と、指名・報酬諮問委員会における客観性および透明性向上への貢献が期待されることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

再任

社外

独立

とも い よう すけ

友井洋介

1956年1月12日生



■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 日本農業株式会社入社
1995年 8 月 同社ニューヨーク事務所所長
2006年12月 同社執行役員 社長室経営企画部長
2007年12月 同社取締役兼執行役員 社長室長
2009年12月 同社取締役兼執行役員、営業本部副本部長
2011年12月 同社取締役兼常務執行役員、社長室長
2014年12月 同社取締役兼専務執行役員、社長室長
2015年12月 同社代表取締役社長
2022年 6 月 同社取締役会長
2025年 6 月 当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

友井洋介氏につきましては、事業会社での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会で適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。当社グループの持続的な企業価値の向上に向け、経営的視点からの助言と、指名・報酬諮問委員会における客観性および透明性向上への貢献が期待されることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 佐藤りか氏、種市正四郎氏および友井洋介氏は、社外取締役候補者であり、各氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ8年、3年および1年であります。

3. 当社は、佐藤りか氏、種市正四郎氏および友井洋介氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。各氏が社外取締役役に再任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、佐藤りか氏、種市正四郎氏および友井洋介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を同様の内容で継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席率	監査役会 出席率
1	新任男性	おお の かず と 大 野 和 人	取締役執行役員 コーポレー ト担当（人事総務、内部統 制、CSR、法務）	100% (13回/13回)	—
2	新任 社外 独立 男性	あし べ ま さき 芦 辺 真 幸	社外監査役	100% (13回/13回)	100% (18回/18回)
3	新任 社外 独立 男性	よこ こう じ き よ たか 横 小 路 喜 代 隆	社外監査役	100% (13回/13回)	100% (18回/18回)

候補者番号

1

新任

おお の かず と
大野 和人
1957年7月20日生



■所有する当社の株式の数
13,300株

■略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年 4 月 キヤノン株式会社入社
1987年 7 月 Canon USA, Inc. ニューヨーク本社 出向
2003年 4 月 キヤノン株式会社人事本部人事部長
2012年 4 月 同社執行役員人事本部長
2013年 3 月 同社取締役人事本部長
2014年 3 月 同社取締役企画本部長
2015年 3 月 同社常勤監査役
2019年11月 公益社団法人日本監査役協会 専務理事
2022年 2 月 当社入社、顧問
2022年 4 月 当社執行役員 人事制度改革担当、コンプライアンス担当
2022年 6 月 当社取締役執行役員（現任）
2025年 4 月 当社コーポレート担当（人事総務、内部統制、CSR、法務）（現任）

■監査等委員である取締役候補者とした理由

大野和人氏は、長年人事総務業務に携わり、人事制度改革において豊富な経験と実績を有しております。また、日本監査役協会の要職を歴任し、コンプライアンスに関する高い見識を有しております。現在は取締役執行役員として人事制度改革の施策立案をはじめとした人事総務関連業務の推進とコンプライアンスの推進に尽力しており、当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できると判断されることから、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

新任

社外

独立

あし べ ま さき
芦辺 真幸
1957年7月30日生



■所有する当社の株式の数
0株

■略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年 4 月 株式会社住友銀行入行
2010年 4 月 株式会社三井住友銀行執行役員
2013年 5 月 S M B C 信用保証株式会社代表取締役社長
2018年 6 月 銀泉株式会社代表取締役兼専務執行役員
2020年 4 月 同社代表取締役兼副社長執行役員
2021年 6 月 当社社外監査役（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

芦辺真幸氏につきましては、金融機関での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できると判断されることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

新任

社外

独立

よこ こう じ き よ たか

横小路喜代隆

1957年11月17日生



■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年 4 月 キューピー株式会社入社
2004年 7 月 同人事本部労務部長
2010年 2 月 ケイ・システム株式会社代表取締役社長
2013年 2 月 キューピー株式会社執行役員人事本部長
2018年 2 月 同社常勤監査役
2023年 5 月 株式会社ALiNKインターネット常勤監査役（社外）（現任）
2023年 6 月 当社社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社ALiNKインターネット常勤監査役（社外）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

横小路喜代隆氏につきましては、事業会社での長年の経験や監査役として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できると判断されることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏は、現在、当社の社外監査役であり、芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ5年および3年であります。
3. 当社は、芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏が社外取締役役に選任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏の選任が承認された場合は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、大野和人氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各氏の選任が承認された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位	取締役会出席率	監査役会出席率
さ とう 佐 藤 り か	社外 独立 女性 社外取締役	100% (13回/13回)	—

上記候補者の生年月日、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況、所有する当社の株式の数、およびその他特記事項につきましては、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」において、候補者番号5に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤りか氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、8年であります。
3. 当社は、佐藤りか氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、佐藤りか氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合は、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を同様の内容で継続し更新する予定であります。佐藤りか氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリクスと各項目の選定理由

本株主総会において第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成、ならびに各人に特に期待する役割・専門性・バックグラウンドは以下のとおりです。

	氏名	企業経営	グローバル 経験	営業 マーケティ ング	サステナビ リティ	開発技術	品質管理	人事労務 人材開発 ウェルビ ーイング	財務会計	法務 コンプライ アンス リスクマネ ジメント
取締役	大澤 功	●	●		●		●			
	石坂 嘉章	●	●	●	●					
	手戸 邦彦	●	●						●	
	山口 鐘畿	●	●			●	●			
	佐藤 りか		●							●
	種市正四郎	●	●	●		●				
	友井 洋介	●	●	●		●			●	
取締役 監査等 委員	大野 和人	●	●		●			●		●
	芦辺 真幸	●		●					●	●
	横小路 喜代隆	●			●			●		●

(注) 上記の一覧表は各自が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

スキル項目	選定理由
企業経営	企業価値の持続的な向上には、全社視点での意思決定、変化する経営環境への柔軟な対応、中長期的な成長に向けた戦略的な方向性の策定と実行が不可欠であり、企業経営に関する経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
グローバル経験	車載成長分野における外資顧客の獲得やタイ等の海外製造拠点のオペレーションをモニタリングする観点から、海外での事業マネジメント経験や海外の事業環境・生活文化等に豊富な知識を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
営業 マーケティング	車載領域におけるECUの高機能化に伴う主要顧客への拡販や外資新規顧客の獲得、新事業領域における顧客の獲得が中長期的な成長に不可欠であり、営業・マーケティングの効果的な実行をモニタリングする観点から、本分野について豊富な知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
サステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて、サステナビリティの要素を戦略的に組み込み、社会的・環境的責任を果たしながら、企業価値の向上を図るために、本分野で確かな知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
開発技術	車載事業に続く第二の事業の柱となる新領域の確立に向け、研究開発力の強化と戦略的技術投資が重要性を増しており、持続的な競争優位と企業価値の創出を図るため、経営視点での積極的な取り組みを可能とする知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
品質管理	当社製品の高い品質が顧客との信頼関係を築く競争優位性となっており、今後タイ拠点等での生産量増加や新事業領域での製造本格化といった変化を踏まえ、品質管理の強化を推進し、モニタリングする観点から知識・経験を有する取締役会メンバーが必要であるため。
人事労務 人材開発 ウェルビーイング	変化の激しい経営環境において、持続的な企業価値の向上を実現するには、従業員一人ひとりの能力を最大限に引き出すとともに、ウェルビーイングを確保することが不可欠である。これには、人事戦略および人的資本に関する深い理解が求められると同時に、製造業として安全かつ安心して働ける職場環境を整備する視点も重要である。こうした人的資本と職場環境の両面に対する知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
財務会計	持続的に企業価値を向上させるためには、資本市場からの要請を踏まえながら、経営戦略と連動した財務戦略やIR活動が重要であり、本分野における確かな知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
法務 コンプライアンス リスクマネジメント	企業の持続的成長と社会的信頼の確保には、法令遵守と倫理的経営、そして多様化する事業リスクへの的確な対応が不可欠であり、本分野で確かな知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第47回定時株主総会において、年額4億2,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とすることとしてご承認いただき、現在に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、あらたに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額4億5,000万円以内（うち社外取締役については年額8,000万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経て、当社の取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。また、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告44ページから46ページに記載のとおりであります。本議案および第8号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件」が原案どおり承認可決された場合、当該方針につきまして、実質的には同様の内容としつつ、これらの議案の内容および監査等委員会設置会社への移行等を踏まえた所要の改定を予定しております。本議案は、当該決定方針を踏まえ、当社の事業規模、報酬水準、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、当社の取締役会の決議により決定されたものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、あらたに監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額7,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、報酬水準、他社の報酬水準、対象となる監査等委員である取締役の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定していることから、その内容は相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第47回定時株主総会において、年額4億2,000万円以内とすること、また、2022年6月28日開催の第62回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、金銭報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとし、支給する金銭債権の総額を年額3,000万円以内、発行または処分する普通株式の総数は年80,000株以内とすることを決議しております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、現在の取締役の譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠を廃止し、あらたに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）として、譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額について、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしている取締役の報酬枠とは別枠として、本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、対象取締役を対象として、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとし、支給する金銭債権の総額を年額4,000万円以内、発行または処分する普通株式の総数は年80,000株以内とすることおよび各対象取締役に対して支給する具体的な金額や配分、支給の時期等の決定は、社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経て、当社の取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象取締役は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年80,000株以内といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由により退任または退職等した場合または死亡により退任または退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2025年3月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の一部改定を決議しており、その概要は事業報告44ページから46ページに記載のとおりであります。当社は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」および本議案が原案どおり承認可決された場合、当該方針につきまして、実質的には同様の内容としつつ、これらの議案の内容および監査等委員会設置会社への移行等を踏まえた所要の改定を予定しております。本議案の内容は、当該方針を踏まえ、当社の事業規模、報酬水準、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、当社の取締役会の決議により決定されたものであり、また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年80,000株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.1%程度と軽微であることから、本議案の内容および本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調で推移しているものの、米国の通商政策の影響に加え、2025年10月に発足した現政権下での積極財政と金融緩和継続姿勢により、国債市場における長期金利の上昇および円安による輸入物価上昇を端緒としたインフレーション加速の懸念が増大することになり、その後一転して政府の為替介入による円安是正への動きがとられるなど、先行き不透明な状況が続いております。世界経済においても、中南米における政権交代を端緒として発生した政治的混乱や、中国および欧州経済の停滞、各国の通商政策動向による世界経済の悪化懸念に加え、2026年2月に勃発したアメリカ・イスラエルとイランとの大規模紛争によりホルムズ海峡封鎖の懸念等中東地域の不安定化が急速に進み、石油資源をはじめとする原材料の供給逼迫等が世界的なリスクの広がりを見せており、輸入依存度の高い我が国の経済にも大きく影響する事態となっております。

このような環境のもとではありますが、当社グループ主力の車載分野においては、当社主要顧客からの受注動向は現在のところ順調に推移しております。

当社グループは、EV需要の不透明感からのPHVへの揺り戻しにより欧州主要顧客の販売は減少したものの、日系主要顧客向けの販売は順調に推移したことにより、連結売上高は1,002億2百万円（前期比4.9%の増収）となりました。

利益面につきましては、品質管理体制の強化に向けた対応とタイ新工場の本格的な立ち上げ準備および生産体制の再構築により、上期までの生産工場の稼働率は低調に推移しておりましたが、下期では高付加価値製品の増加やこれまでの諸改善施策が実を結び直近の第4四半期の採算は大きく改善したものの、営業利益は27億88百万円（前期比26.8%の減益）となりました。

営業外収益では、円が対タイバーツで下落基調に推移していたものの、2026年年初から当期末にかけて、一転して下落基調から上昇基調への変化が見られたことや、円が対ユーロ・米ドルで前期の上昇基調から下落基調へ転じたことによりグループ内外貨建債権債務の為替影響は前年同期より縮小し、為替差益は15億22百万円となりました。このため、経常利益は41億36百万円（前期比25.3%の減益）となりました。

特別利益では、保有資産の効率化および財務体質の強化を図るため実施した投資有価証券の売却に伴う投資有価証券売却益を18億91百万円計上し、特別損失では、当社敷地内における環境対策に係る費用を見込むため環境対策引当金繰入額4億99百万円を計上いたしました。このため親会社株主に帰属する当期純利益は40億26百万円（前期比6.2%の増益）となりました。

た。

品目別の売上状況につきましては、以下のとおりであります。

期 別 品 目	当 期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)		前 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		増 減	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	増 減 率 (%)
ビルドアップ配線板	32,981	32.9	29,850	31.3	3,131	10.4
多層プリント配線板	53,911	53.8	51,045	53.4	2,866	5.6
両面プリント配線板	9,530	9.5	10,008	10.5	△478	△4.7
そ の 他	3,779	3.8	4,582	4.8	△803	△17.5
合 計	100,202	100.0	95,486	100.0	4,716	4.9

<ビルドアップ配線板>

主として自動車関連製品や通信機器等に用いられているビルドアップ配線板は、パワートレイン系および走行安全系向け自動車関連製品の販売増加により、売上は前期比31億31百万円の増加（増加率10.4%）となりました。

<多層プリント配線板>

主として自動車関連製品や通信関連機器、家電等に用いられている多層プリント配線板は、パワートレイン系向け自動車関連製品の販売増加により、売上は前期比28億66百万円の増加（増加率5.6%）となりました。

<両面プリント配線板>

主として自動車関連製品や通信関連機器、家電等に用いられている両面プリント配線板は、パワートレイン系向け自動車関連製品の販売が増加したものの、空調快適系向け自動車関連製品の販売減少により売上は前期比4億78百万円の減少（減少率4.7%）となりました。

<その他>

上記各品目に付帯する回路設計、試作品、金型、各種治具類等を中心としたその他売上は、前期比8億3百万円の減少（減少率17.5%）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中の固定資産投資総額は、92億13百万円で、その主なものはタイ新工場と中国の工場への設備投資によるものであります。
- ② 上記設備投資資金につきましては、自己資金および借入金により充当いたしました。

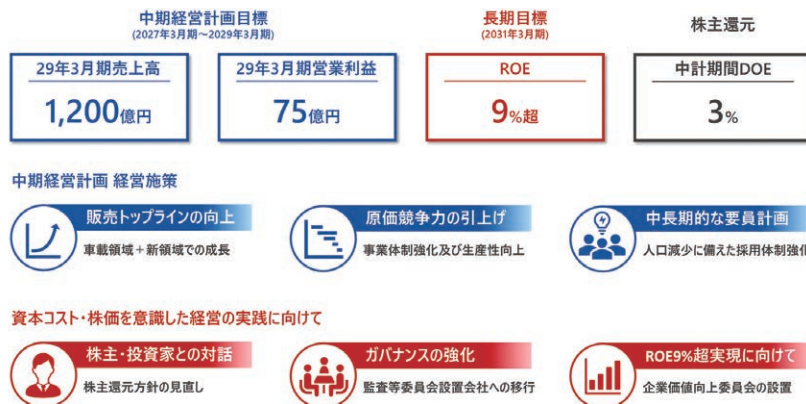
(3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、中東情勢のさらなる不安定化により先行きの不透明さが増し、世界的なエネルギー・原材料供給の懸念も顕在化しております。このため、各国の対応が見通せない状況にあり、今後も先行き不透明な経済状況が続くものと予想されます。

当社グループ主力の車載市場においては、米国の関税政策の影響による景気後退や、短期的にはEVの鈍化による自動車需要の変化等、先行き不透明な状況であります。

当社は、車載向け売上の確実な取込みおよび車載以外の新領域への拡販を推進してまいります。一方、一方で今期立ち上がりましたタイ新工場の償却負担は利益圧縮要因となる見通しであります。

このような状況のなか、当社グループは2026年5月に中期経営計画を見直しました。あらたな中期経営計画サマリーは下図のとおりです。



課題への対応として、不透明な状況ながらもCASEの進展やADAS・統合ECUの普及拡大を背景に成長が見込まれる車載領域のさらなる強化と、半導体関連、産業機器、通信インフラ、航空宇宙、医療機器等の新領域の拡販による販売トップラインの向上に努めてまいります。

また、事業体制強化および生産性向上による原価競争力の引き上げ、人口減少に備えた採用体制強化による適正な要員計画の実施により、中期経営計画期間の売上と利益を強固なものとしていきます。

続いて、資本コスト、株価を意識した経営の実践として、株主還元につきましてはDOE（連結株主資本配当率）3%をあらたな指標として採用し、安定的な配当を目指すとともに、監査等委員会設置会社への移行を通じて、取締役会の監督機能強化と意思決定の迅速化を図ってまいります。

さらに、ROE9%を実現するため、企業価値向上委員会を設置し、中期経営計画の実現をより具体的かつ強固なものとするための各種施策を推進してまいります。

当社はこれまで以上に、気候変動への対応や人的資本投資、地域社会との共生等サステナブル経営を推進し、企業価値の最大化および持続可能な成長の実現を目指してまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、何卒、ご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 63 期 (2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで)	第 64 期 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)	第 65 期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)	第 66 期 (当連結会計年度) (2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月31日まで)
売 上 高(百万円)	83,840	90,568	95,486	100,202
経 常 利 益(百万円)	2,622	4,795	5,533	4,136
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,588	3,855	3,789	4,026
1 株当たり当期純利益 (円)	26.83	64.21	53.19	56.49
総 資 産(百万円)	114,570	131,606	148,540	151,522
純 資 産(百万円)	58,779	72,913	81,428	86,049

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	百万円 233	100.0	プリント配線板製造
CMK ASIA (PTE.) LTD.	百万US\$ 63	100.0	プリント配線板販売
C M K M S D N . B H D .	百万MYR 1	100.0	プリント配線板販売支援
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	百万THB 9,007	100.0	プリント配線板製造
希門凱電子（無錫）有限公司	百万人民幣 502	85.0	プリント配線板製造
新昇電子（香港）有限公司	百万HK\$ 150	100.0	プリント配線板販売
旗利得電子（東莞）有限公司	百万人民幣 293	100.0 (100.0)	プリント配線板製造
新昇電子貿易（深圳）有限公司	百万人民幣 1	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK EUROPE N. V.	百万EUR 22	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK (Germany) GmbH	百万EUR 0.025	100.0	プリント配線板販売支援
CMK AMERICA CORPORATION	百万US\$ 0.1	100.0	プリント配線板販売

- (注) 1. 「当社の出資比率」欄の（ ）内書は、間接所有割合（内数）であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であったシイエムケイ・プロダクツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、プリント配線板および電子デバイスならびにその関連製品の設計・製造・販売を主要な事業内容としております。

(7) 主要な営業所および工場等 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区	川 越 オ フ ィ ス	埼 玉 県 川 越 市
大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 府 大 阪 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 刈 谷 市
広 島 営 業 所	広 島 市 東 区		
新 潟 工 場	新 潟 県 聖 籠 町	蒲 原 工 場	新 潟 県 五 泉 市
秩 父 工 場	埼 玉 県 秩 父 市	出 荷 セ ン タ ー	群 馬 県 伊 勢 崎 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	神奈川県相模原市
C M K A S I A (P T E .) L T D .	シンガポール共和国
C M K M S D N . B H D .	マレーシア
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
希 門 凱 電 子 (無 錫) 有 限 公 司	中華人民共和国江蘇省無錫市
新 昇 電 子 (香 港) 有 限 公 司	中華人民共和国香港特别行政区
旗 利 得 電 子 (東 莞) 有 限 公 司	中華人民共和国広東省東莞市
新 昇 電 子 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	中華人民共和国広東省深圳市
C M K E U R O P E N . V .	ベルギー王国
C M K (G e r m a n y) G m b H	ドイツ連邦共和国
CMK AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国

(注) 当社は連結子会社である、シイエムケイ・プロダクツ株式会社を2026年4月1日をもって吸収合併しております。

(8) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期比増減
4,304名	179名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,129名	14名減	49.38歳	20.09年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、受入出向者2名を含み、出向者100名は含まれておりません。
2. 上記のほか、契約社員17名、パートタイマー2名が在籍しております。

(9) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

企業集団の主要な借入先

借入先	期末借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	11,478
日本国際協力銀行	8,910
株式会社三井住友銀行	8,868
株式会社きらぼし銀行	4,237

(注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 227,922,000株
- (2) 発行済株式の総数 71,292,834株（自己株式5,266株を除く）
- (3) 当期末株主数 19,367名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,649	24.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,576	3.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	2,557	3.6
一 般 財 団 法 人 電 子 回 路 基 板 技 術 振 興 財 団	2,500	3.5
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,895	2.7
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	1,745	2.4
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,613	2.3
佐 藤 商 事 株 式 会 社	1,506	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 3	952	1.3
THE BANK OF NEW YORK 1 3 4 0 8 8	927	1.3

（注）持株比率については、自己株式5,266株を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式41,624株	6名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3.（4）取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	大 澤 功	一般社団法人電子回路基板技術振興財団理事長
代 表 取 締 役 社 長	石 坂 嘉 章	
取 執 行 締 役 役 員	手 戸 邦 彦	経理担当、情報システム担当 兼 情報システム部長
取 執 行 締 役 役 員	山 口 喜 久	経営企画担当、 シイエムケイ・プロダクツ株式会社代表取締役社長
取 執 行 締 役 役 員	大 野 和 人	コーポレート担当（人事総務、内部統制、CSR、法務）
取 執 行 締 役 役 員	高 橋 聡	グローバル生産担当、生産技術担当、開発技術担当
取 締 役	佐 藤 り か	佐藤&パートナーズ法律事務所代表 日本プラス株式会社社外取締役 電気興業株式会社社外監査役
取 締 役	種 市 正 四 郎	
取 締 役	友 井 洋 介	
常 勤 監 査 役	岡 部 明 広	
監 査 役	芦 辺 真 幸	
監 査 役	横 小 路 喜 代 隆	株式会社ALiNKインターネット常勤監査役（社外監査役）

- (注) 1. 2025年6月25日開催の第65回定時株主総会において、友井洋介氏が取締役にあらたに選任され、就任いたしました。
2. 2025年6月25日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、海藤 満氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 監査役岡部明広氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役佐藤りか氏、種市正四郎氏および友井洋介氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。

5. 監査役芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。
6. 事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりであります。

異動年月日	氏 名	異 動 前	異 動 後
2026年4月1日	手 戸 邦 彦	取締役執行役員 経理担当、情報システム担当 兼 情報システム部長	取締役執行役員 経理担当、情報システム担当
2026年4月1日	山 口 喜 久	取締役執行役員 経営企画担当、シイエムケイ・プロ ダグツ株式会社代表取締役社長	取締役執行役員 経営企画担当、相模原事業所長
2026年4月1日	高 橋 聡	取締役執行役員 グローバル生産担当、 生産技術担当、開発技術担当	取締役執行役員 希門凱電子（無錫）有限公司董事長

7. 当社は、経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。2026年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員の地位および担当または重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
上 席 執 行 役 員	小 泉 達 也	営業本部長(グローバル営業担当)
執 行 役 員	宮 本 学	人事総務担当、危機管理担当、 環境推進部長 兼 経営企画部
執 行 役 員	村 岡 康 弘	国内生産担当、生産本部長
執 行 役 員	山 口 鐘 畿	開発技術担当、 学校法人大阪経済法律学園大阪経済法科大学 学外者理事
執 行 役 員	李 敏	アジア地区生産担当、CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD. Managing Director、希門凱電子（無錫）有限公司副董事長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険

期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為、違法に利益または便宜を得る行為等がある場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	222 (25)	190 (25)	17 (―)	13 (―)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	19 (8)	19 (8)	― (―)	― (―)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	242 (34)	210 (34)	17 (―)	13 (―)	13 (6)

(注) 上記支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、連結経常利益を指標としております。当該指標を選定した理由は、当社の経常的な営業活動に加え財務活動を含めた事業全体の成果を表す指標であるためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、直近3年間の連結経常利益の平均額に一定の係数を乗じ、定性評価を行ったうえで金額を決定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. (4)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年6月28日開催の第47回定時株主総会において、取締役を支給する報酬上限額を年額4億2千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役を支給する報酬上限額を年額6千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第62回定時株主総会において、株式報酬の額として年額3千万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役および監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、業績目標達成へのインセンティブおよび客観性・透明性の向上をより促進することを目的として、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2025年3月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の一部改定を決議しており、その適用は第67期事業年度（2026年4月1日から2027年3月31日まで）からとなります。

なお、当事業年度の報酬につきましては、改定前の方針に基づいて支給しており、その内容の概要は次のとおりです。

（ア）基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

（イ）基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位・職責および貢献度に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

（ウ）業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、直近3年間の連結経常利益の平均額に一定の率を乗じて算出された額を原資とし、月例の固定報酬と合わせて支給するものとする。

非金銭報酬は、取締役在任期間を譲渡制限期間とした譲渡制限付株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績および株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎

年一定の時期に支給するものとする。

- (エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬および非金銭報酬の割合は、経営状況や他社水準を踏まえ、当社の報酬体系が企業価値の持続的な向上のための適切なインセンティブとして機能するように決定するものとする。

- (オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長に対し、その具体的内容の決定について委任するものとする。代表取締役会長は、本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬について、指名・報酬諮問委員会における審議とその同意を得たうえで、取締役の個別の報酬額を決定するものとする。

なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役の個別の割当株式数を取締役会において決議する。

また、監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることに鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別により定め、監査役の協議により決定するものとしております。

2025年3月27日開催の取締役会で一部改定を決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

- (ア) 基本方針

取締役の報酬は当社の基本理念・経営方針の実現に資する制度とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する内容とするとともに、株主と利益やリスクを共有する観点から株式報酬を組み込むこととする。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえること、業績目標達成へのインセンティブが高まるようにすること、株式報酬を組み込むことなどを通じて、適正な水準とするとともに、客観性・透明性のあるプロセスにより決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬と変動報酬で構成する。固定報酬は、代表給、執行給および監督給に区分する。変動報酬は、賞与と譲渡制限付株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（監督給）のみを支払うこととする。

- (イ) 個人別の固定報酬の額の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬（代表給、執行給および監督給）は月次で支給するものと

し、その額は、役位・職責および貢献度に応じて、他社の水準、中長期計画を達成した場合を標準業績とした場合の前期業績の達成度、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

(ウ) 個人別の賞与（業績連動報酬）の額の算定方法の決定に関する方針

会社の業績が良好なときは、取締役等に賞与を支給する。賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標（前年度の連結売上高、同営業利益、同EBITDA、同ROE）を反映した現金報酬とし、当該事業年度の業績指標の達成度を勘案して決定するものとする。

(エ) 個人別の譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役在任期間を譲渡制限期間とした譲渡制限付株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績および当社の株価も、総合的に勘案して支給株式数を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

(オ) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬（代表給、執行給および監督給）、変動報酬のうちの賞与および譲渡制限付株式報酬の割合は、経営状況や比較対象となる他社水準を踏まえ、報酬体系が企業価値の持続的な向上のための適切なインセンティブとして機能するように決定するものとする。

(カ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬のうち、固定報酬および賞与の額については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長に対し、その具体的内容の決定について委任するものとする。代表取締役会長は、本方針に基づき、個人別の報酬額について、指名・報酬諮問委員会における審議とその答申を得たうえで、決定するものとする。譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役の個別の割当株式数を取締役会において決議する。

(キ) 報酬の不支給または返還義務

取締役（社外取締役を除く。以下本項および次項において同じ。）による詐欺または不正行為が財務諸表の全部若しくは一部を修正しなければならない重要な原因となったと取締役会が判断した場合、または取締役に会社に対する背信行為、不正行為、重大なコンプライアンス違反、その他の任務懈怠があったと取締役会が判断した場合、当該取締役に對し、取締役会は、指名・報酬諮問委員会への付議と答申、当該答申を踏まえた決議を経て、以下の措置を取ることがある。

- a 当該取締役に対して支給予定の固定報酬、変動報酬（賞与、譲渡制限付株式報酬）の全部または一部を不支給とする。
- b 当該取締役に対して支給した変動報酬（賞与、譲渡制限付株式報酬）の全部または一部につき、会社に返還させる。

(ク) 経営環境の悪化による減額措置

取締役の報酬等は、会社の経営環境が著しく悪化した場合等に、取締役会が指名・報酬諮問委員会に付議し、同委員会の答申を得たうえで、取締役会決議により臨時に減額または不支給とすることがある。

- ⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について改定前の決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っております。取締役会としても、その答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2025年6月25日の取締役会において、代表取締役会長大澤 功に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしており、代表取締役会長は、指名・報酬諮問委員会の審議とその同意を得たうえで、取締役の個人別の報酬額を決定しております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社の関係

各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐 藤 り か	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社外取締役	種 市 正 四 郎	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、事業会社で長年要職を務めた豊富な経験や監査役として培われた見識に基づき適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社外取締役	友 井 洋 介	就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、事業会社での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社外監査役	芦 辺 真 幸	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また監査役会18回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	横 小 路 喜 代 隆	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また監査役会18回のすべてに出席し、事業会社で長年要職を務めた豊富な経験や監査役として培われた経験に基づき適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	88百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.、新昇電子(香港)有限公司については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームの監査を受けております。
3. 当社の監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事項に該当すると認められる場合、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	61,694	流動負債	38,035
現金及び預金	19,548	支払手形及び買掛金	12,519
受取手形及び売掛金	19,886	電子記録債権	2,030
電子記録債権	1,544	短期借入金	10,250
商品及び製品	8,721	1年内返済予定の長期借入金	6,580
仕掛品	5,441	未払ス債権	3,537
原材料及び貯蔵品	4,284	未払法人税等	62
その他の	2,269	未払引当金	959
貸倒引当金	△2	賞与引当金	742
固定資産	89,811	製品保証引当金	171
有形固定資産	80,267	環境対策引当金	250
建物及び構築物	29,846	その他	931
機械装置及び運搬具	28,530	固定負債	27,438
工具、器具及び備品	2,524	社長期借入金	3,000
土地	7,061	繰延税金負債	22,255
建設仮勘定	12,304	繰延税金負債	87
無形固定資産	1,458	退職給付に係る負債	1,027
のれん	10	資産除却負債	267
その他	1,448	環境対策引当金	468
投資その他の資産	8,085	その他	199
投資有価証券	2,827	負債合計	65,473
退職給付に係る資産	2,948	純資産の部	
繰延税金資産	253	株主資本	65,432
その他の	2,079	資本剰余金	24,109
貸倒引当金	△23	利益剰余金	18,765
繰延資産	17	自己株	22,561
社債発行費	17	その他の包括利益累計額	△3
資産合計	151,522	その他有価証券評価差額金	18,057
		為替換算調整勘定	1,415
		退職給付に係る調整累計額	15,520
		非支配株主持分	1,120
		純資産合計	2,560
		負債・純資産合計	86,049
			151,522

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売上	100,202		
売上	85,267		
販売費及び一般管理費	14,935		
営業外収益	12,147		
受取配当金	2,788		
受取替	169		
受取賃の費用	129		
営業外払手利数	1,522		
支払租税	75		
送金詐欺損	392		
その他	2,288		
営業外収益	627		
経別利益	26		
特別利益	35		
固定資産の減損	119		
投資有価証券の売却損失	131		
環境対策引当金繰入	940		
税金等調整前当期純利益	4,136		
法人税、住民税及び事業税	3		
法人税等調整額	1,891		
当期純利益	1,895		
非支配株主に帰属する当期純利益	20		
親会社株主に帰属する当期純利益	187		
	37		
	499		
	744		
	5,286		
	1,469		
	△403		
	1,066		
	4,220		
	194		
	4,026		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産		31,962	流動負債		39,195
現金及び預金		7,760	支払手形		2
電着記録債権		1,345	子記簿債権		2,030
売掛金		13,181	買掛金		8,881
商品及び製品		4,633	短期借入金		10,250
仕掛品		1,706	関係会社短期借入金		10,590
材料及び貯蔵品		1,497	1年内返済予定の長期借入金		4,600
前払費用		182	リース負債		28
関係会社短期貸付金		200	リ未払金		726
未収金		754	未払法人税等		712
その他金		702	未払消費税		188
倒引当金		△1	未払費用		265
固定資産		78,579	預り引当金		107
有形固定資産		17,708	賞与引当金		538
建物		5,576	製造環境		18
構築物		400	設備		250
機械及び装置		5,296	その他		4
車両運搬具		17	固定負債		18,933
工具及び備品		299	社債		3,000
土地		5,987	長期借入金		15,325
建設仮勘定		131	リース負債		38
無形固定資産		868	資産除去引当金		287
借地権		8	環境対策の引当金		199
施設利用権		0	その他		83
ソフトウェア		33	負債合計		58,129
ソフトウェア仮勘定		826	純資産の部		
投資その他の資産		60,001	株主資本		51,012
投資有価証券		2,825	資本		24,109
関係会社出資金		19,542	資本剰余金		18,431
関係会社長期貸付金		5,776	資本剰余金		15,299
関係会社積立金		29,551	資本剰余金		3,132
前払年金費用		851	利益剰余金		8,475
繰延税金資産		1,070	利益剰余金		8,475
繰延税金負債		129	繰越利益剰余金		8,475
繰延税金負債		278	自己株式		△3
繰延税金負債		△25	評価・換算差額等		1,416
繰延税金負債		17	その他有価証券評価差額金		1,416
繰延税金負債		17	純資産合計		52,429
資産合計		110,558	負債・純資産合計		110,558

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売上	高価		60,918
販売	利益		53,840
販売費	総管理費		7,077
営業	利益		6,210
営業外	収益		867
受取	利息	835	
受取	当	342	
賃借	料	78	
技術	料	238	
為替	差	1,844	
その	他	154	3,494
営業外	費用		
支払	利息	832	
社債	料	27	
支払	他	15	
その	数	85	960
特別	利益		3,400
固定	資産	0	
投資	有価証券	1,891	1,891
特別	損失		
固定	資産	0	
環境	除却	144	
対策	繰入	499	643
引当	金		
税引	前期純利益		4,649
法人税	及び事業税	748	
法人税	調整額	△300	448
当期	純利益		4,201

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本シイエムケイ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 沼 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本シイエムケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本シイエムケイ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 沼 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システム、コンプライアンス、危機管理体制、サステナビリティへの取り組みを重点監査項目として設定し、毎月監査役会を開催して監査の実施状況及び結果について監査役間で情報の共有化を図り、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査役室、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、内部統制システムの運用においては、グローバル情勢の変化に即した体制整備とリスク管理機能が一層強化・浸透されるよう今後も注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本シイエムケイ株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 部 明 広 ㊞

社外監査役 芦 辺 真 幸 ㊞

社外監査役 横小路喜代隆 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿一丁目26番 2号
新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

電 話 03-3348-6513



- ・ JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口 徒歩7分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口 徒歩4分
- ・ 都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口 徒歩3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

